

産政第240号  
令和7年9月5日

一般社団法人石川県鉄工機電協会  
会長 澁谷 英利 様

石川県商工労働部長  
(公印省略)

2025年9月の「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼）

日頃より、本県の商工労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、エネルギー価格や原材料価格、労務費の上昇などが取引価格に適切に反映されることを促すため、毎年3月、9月を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉や価格転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図ることとしています。

県では、取引先との共存共栄を目指す国制度である「パートナーシップ構築宣言」への登録を促すとともに、昨年度から、県の補助事業において、宣言企業に対する加点措置を講じるなど、価格交渉や価格転嫁が適切に行われるよう、県内企業に対して、働きかけています。

また、下請法の改正法である「中小受託取引適正化法」及び「受託中小企業振興法」が5月16日に国会で成立し、令和8年1月1日に施行予定となっております。

貴団体におかれては、現下の状況を踏まえ、貴団体所属の事業者に対しまして、下請取引の適正化について、改めて周知をいただきますようご配慮をお願いいたします。

(事務担当)

石川県商工労働部

産業政策課 電話：076-225-1507

経営支援課 電話：076-225-1525